

障害児に係る厚生労働大臣が定める区分の一部を改正する件  
 新旧対照条文

障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第8の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一～三（略）</p>